

水俣市監査委員公告第5号

令和5年度定期監査（後期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和6年7月10日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和5年度 定期監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
地域振興課	令和6年3月18日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
税務課	令和6年3月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
環境課	令和6年3月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。 イ 切手使用記録簿にはがきの記録がない。慰霊式出欠確認はがきは市で購入した官製はがきに印刷業務委託で印刷を行うが、購入したうち、印刷を行い案内発送に同封して使用した記録、印刷しなかった分の使用記録を行い、それぞれの残数を把握することが必要である。 (環境もやい推進係)	これまで行った弁護士相談による対応を踏襲し、未納額解消に努めます。 はがきについても切手使用記録簿に記録を行い、残数を把握するようにいたします。
会計課	令和6年3月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 週休日に半日振替を行ったもので、時間外勤務手当が支給されているものがあつた。	1月19日の監査結果説明終了後、総務課職員係に時間外勤務手当に指摘があつたことを伝えた。その後、職員係で7,160円を2月の給与から差し引く返納処理を行った。しかし、時間外勤務手当に戻入されているかに疑義が生じたため、現在、職員係で給与差引の返納処理から、納付書での返納処理に変更して行う予定である。
水俣病資料館	令和6年3月5日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
経済振興課	令和6年3月12日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務手当の支給について、誤りがあつた。	ご指摘のあつた案件以外にも誤りがないか、再度確認いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
農林水産課	令和6年3月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 時間外勤務手当の支給に誤りがあつた。	(ア) 事後になりますが、修正し、支出し直す予定です。今後十分注意いたします。 (イ) 実施場所までの移動の際もイベントに必要な資材の運搬を行っていたため、勤務時間として申請をしたものです。
		イ 補助金の関係書類について、補助金関係に必要な本来あるべき書類が簿冊に綴られていなかった。公文書は、決裁を受けた後、管理・保存し、所在を明確にしなければならないので、調査してもらいたい。(農業振興室) (ア) 令和4年度(2022年度)経営開始資金補助金 (イ) 令和4年度(2022年度)熊本県農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)(経営開始型)	イ 調査したところ、決裁後適正な簿冊に綴られていない文書がありましたので、適正な簿冊に綴るようにします。今後、このようなことが無いよう十分に注意いたします。

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
土木課	令和6年3月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
都市計画課	令和6年4月9日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
財政課	令和6年4月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 普通財産の貸付けを行う際、1月に満たない場合の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により消費税を課すが、消費税を課していないものがあった。(契約管財係)	指摘がありました普通財産の貸付料について、水俣市財産管理規則に貸付料に係る消費税の取扱いを明記する改正を行いました。今後は、職員の法令知識の醸成を図り、調定に誤りがないよう適正な事務処理に努めます。
観光スポーツ戦略課	令和6年4月30日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 水俣市契約事務規則第14条に定める随意契約の予定価格の限度額を超えているにもかかわらず、随意契約で締結している。入札して契約されるよう、適切に処理された。 (ア) 湯の児海水浴場管理業務(観光交流推進室) イ 時間外勤務手当の支給について、不備があった。	本業務については、令和5年度から新たに警備業法に基づく警備業務として委託すべきとの意見があったため、海水浴場にも適用されるものか否かを調査する中で時間を要したこと、および監視体制を強化したことにより業者選定に時間を要したことが原因でした。 今後は同様の事態にならぬように早期の業者選定に努めます。 ご指摘のあった部分の支給漏れ、単価の誤り、誤支給分については、早急に金額の確認を行い、必要な支給及び戻入処理を行いました。 今後同様の事案が生じないように、課内において時間外勤務の取扱いを徹底し、適切な管理に努めます。
教育課	令和6年3月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 土地の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により1月を超える場合は消費税を課さないが、使用料の計算で消費税を課しているものがあった。(学校教育室) (ア) 久木野小学校の畑 イ 駐車場の貸付については、消費税法第6条及び消費税法施行令第8条の規定により消費税を課すが、消費税を課していないものがあった。(生涯学習室) (ア) 水俣市文化会館 会館東側駐車場(令和5年5月15日～7月14日まで) (イ) 水俣市文化会館 会館東側駐車場(令和5年7月15日～9月30日まで) ウ 振替手当の時間について、小数点以下が四捨五入ではなく切り上げて計算されていた。(R5.10月分 生涯学習室)	ア 今後は適正に処理します。 イ 追加で納入いただきました。 ウ 今後は適切に処理します。